

町田・相模原にお住いの皆さまへ | おかげさまで 相続相談件数 / **5,258**件突破!! ※2024年1月現在

地元町田の司法書士が開催
「田舎のいらない不動産を
サザエさんが波平から
相続しない方法」セミナー

参加無料

先着30名

【テーマ】

「田舎の土地を相続したけど、どうしたらいいだろう？」
サザエさん一家を例に、不動産の相続について司法書士が解説します!

【日程】

5月14日 火

【時間】 11:00~12:30

【会場】 ぽっぽ町田 会議室5

【住所】 東京都町田市原町田4-10-20

お申込・お問い合わせ 【受付時間】 平日9:00~19:00

ご予約ダイヤル
0120
FreeDial

0120-561-260

事前予約が
必要です。

ご来場いただいた方へ

はじめての相続安心
早わかりガイド

全員にプレゼント!!



2024年
4月から

相続登記(名義変更)が
義務化されました!

所有者不明の土地がこれ以上増えないように、相続登記が義務化されました。

相続登記を放置していた場合に被るデメリット

相続による所有権取得を知ってから
3年以内に登記申請をしなければ、
10万円以下の過料に処される可能性があります!!



元々の相続人が亡くなった場合に、相続関係が複雑になり、手続きが面倒になる。



相続した不動産を自分の意思で売却したり担保に入れたりできなくなる。



相続人の中に借金がある人がいる場合、不動産を差し押さえられるリスクがある。

相続トラブルにつながる
可能性が
あります!

相続したけど手放したい土地はありませんか?

一定の条件をクリアしていれば国に引き取ってもらうことができる**相続土地国庫帰属制度**があります。「土地を利用する予定がない」「土地管理が必要だけど、負担が大きい」という方、特に「誰も住んでいない・利用していない」という田舎の実家の土地を相続された方も是非ご相談ください。

田舎のいらない不動産の相続 ——サザエさんの場合——

サザエさんが波平さんと相続について話をしているとき、実は今は誰も住んでいない波平さんの生家と山林が九州の郊外にあることを知らされました。この九州の家と山林の持ち主は今波平さんになっていて、波平さんが亡くなった際にはサザエさんが相続する可能性があります。一度も行ったことは無いし行く予定もない土地なので、サザエさんには必要がありません。今住んでいる自宅の名義も波平さんなので、九州の土地はいらないと相続放棄する事もできません。サザエさんはどうすれば良いか迷ってしまいました。



今回のセミナーでは
このような事例に詳しい司法書士がいらない土地の

- 相続せずにすむ方法
- 既に相続してしまった場合の活用方法や処分方法
- 手続きの流れ

について、詳しくご説明します。
相続予定・相続した土地でお困りの方はぜひご参加ください。



資産価値がなかったり、 売却が難しい土地について

こんな**お悩み**はありませんか？

<p>今では誰も住んでいない実家</p> <p>誰も住んでいないけどどうしたらいいのだろう？</p>	<p>子ども達に迷惑をかけたくないから</p> <p>今のうちに手放したい</p>
<p>空き家や農地って放置すると</p> <p>何かリスクがあるのかな？</p>	<p>最近売りたくても売れないとよく聞く</p> <p>過疎化した別荘地の処分方法は？</p>
<p>テレビ番組で見た“空き地の不法投棄”</p> <p>片付けの費用は誰が出してくれるの？</p>	<p>崖地や倒木の危険性のある雑木林</p> <p>崩れた時って誰が責任を取るのだろう？</p>

▲ デメリット 01

不法投棄や不法占拠のリスクだけでなく
倒壊等発生時の賠償責任も負う可能性があります。

▲ デメリット 02

空き家を維持するためのコストは
年間10～30万円程度かかることが一般的です。

▲ デメリット 03

相続が発生すると維持費や名義変更など
子ども達に余分な手間や負担がかかります。

セミナー講師紹介

セミナーでお話しすること

田舎のいらない土地をどうにかしたいというご相談が増えていますが、こうした不動産は買い手が見つらず、管理や税のコストがかさむばかりで、所有者が亡くなり相続が発生した時、子や孫に大きな負担になります。**持っている大きな負担となる「負動産」を相続させないために**具体的に取りうる手段を、サザエさんの家族を例に、父の波平が田舎の家と山林を持っていたらという想定で、セミナーでお伝えすることにしました。サザエさん一家の事例を通じて、家族の絆の大切さと共に**相続登記の義務化と相続土地国庫帰属制度**の知識をお伝えできればと思います。

森川司法書士事務所

代表司法書士 **森川 和明**
(東京司法書士会)

一般社団法人家族信託普及協会家族信託士
簡裁訴訟代理等関係業務認定



セミナーでお話しすること

「**不動産会社でも手を出せない不動産**」の専門会社として株式会社 KLC を設立。主に相続をきっかけに発生する、出口のない“負”動産問題に特化したサービス提供を専門としております。相続のプロが**相続土地国庫帰属制度と民間取引サービスの比較**を解説します。

株式会社 KLC

代表取締役 **小林 弘典**

空き家等低利用不動産流通推進協議会 理事
宅地建物取引業：東京都知事（2）第102692
賃貸住宅管理業：国土交通大臣（1）第5495号



お申込・お問い合わせ【受付時間】平日9:00～19:00



0120-561-260

事前予約が
必要です。



森川司法書士事務所
Morikawa Judicial scrivener office

東京都町田市原町田一丁目6番24号 メゾンラフィーネ603

森川司法書士事務所

検索



▲公式HP